

定率負担に係るグループホーム、 入所施設(20歳以上)の個別減免(低所得1, 2)

- 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)
制度施行後3年間、食事提供や人的サービスが事業者により提供されるグループホーム、入所施設(20歳以上)利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施する。
- 費用基準と収入を比較(預貯金等を有している者は対象外)
グループホーム、入所施設それぞれで設定する基本的な費用尺度と本人の収入を比較し、定率負担の個別減免の範囲を定め実施。なお、一定の預貯金等を有している者は対象外。

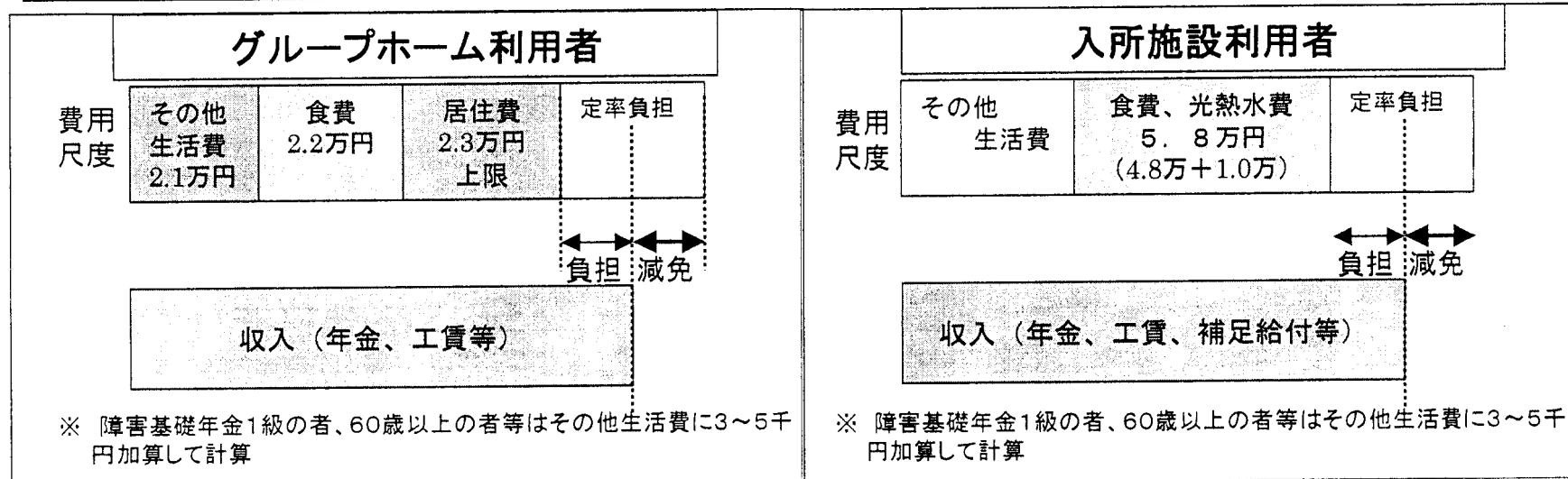
<費用基準>

グループホーム: 現在、障害基礎年金2級のみで生活している者がいるという前提で設定(6.6万円の費用構成は、家計調査等を踏まえ、施行時までには検討)

入所施設(20歳以上): 補足給付の費用基準と同じもの。

<収入認定>

費用基準で一定の加算を受ける者以外については、賃金、工賃等に3千円の基礎控除を設ける。それ以外の収入の計算方式については、施行時までには別途検討。



定率負担の個別減免(グループホーム/入所施設)に係る収入認定

1 工賃等

賃金、工賃等については、基礎控除として3千円(費用基準への3~5千円の加算による負担軽減措置を受けている者は除く)を設定。→ 月額3千円の負担軽減措置

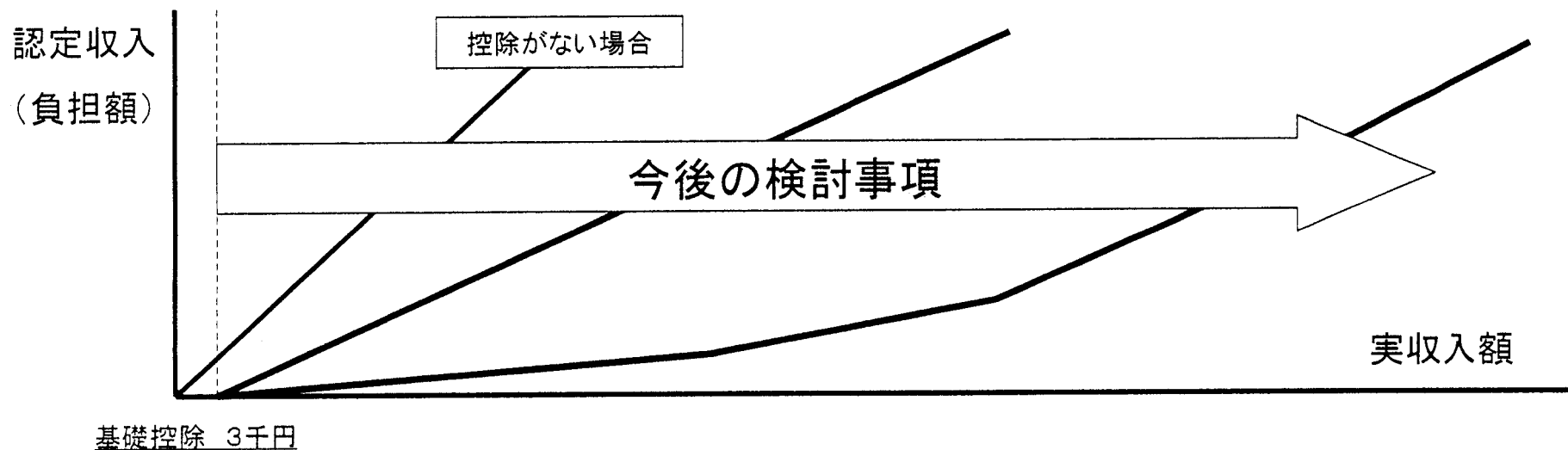
2 年金等

年金(障害基礎年金2級相当額以下)、仕送り等は、基本的に全額を収入として認定

3 今後の検討事項

- ① 賃金、工賃等の基礎控除以上の額、及び障害基礎年金2級相当を超える年金額に係る控除の方法は、グループホーム、入所施設別に制度施行時までには検討。
- ② なお、入所施設については、障害基礎年金1級程度の収入以下の者は、食費等に係る補足給付を受けていることから、グループホームとは別の基準を設ける方向で検討。

賃金、工賃等の控除の計算方式のイメージ

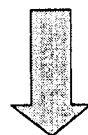


定率負担に係る特別減額制度(生活保護への移行防止)の概要

— 地域生活、入所施設共通 —

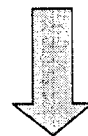
本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限を適用。

月額上限24,600円



より低い上限額を適用

月額上限15,000円



より低い上限額を適用

月額上限 0円

※ 認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。

今回講じた主な経過措置の概要

1 地域生活関係の経過措置(施行後3年間)

①通所施設の食費負担に係る減額(生保・低所得1、2が対象)

○食費負担について、人件費相当分を給付する。(月額5千円程度(本来の負担の1/3程度)となる。)

②グループホームの定率負担に係る個別減免(低所得1、2が対象)

○定率負担について、一定額以下の預貯金等しか有しない者であって、一定の基準で算出した生活費(施行時は障害基礎年金2級相当)と本人の収入とを比較して、定率負担が困難なものに対して、個別に減免。

(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

2 入所施設関係の経過措置(施行後3年ごとに段階的に見直し)

①20才以上の入所者に対する負担の経過措置

○食費負担について、食費や居住費以外の「その他生活費」として一定の額(18年～2.5万円、21年～2.1万円など)が残るようにした上で、収入の範囲内で食費等の実費を負担する。

○定率負担については、グループホームと同様の個別の減免を、同じ期間実施。

②20才未満の入所者に対する負担の経過措置

○収入のない20才未満の者について、地域生活をしていれば通常かかる程度の費用(収入別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担を親等に求める。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。

平均的な利用者負担の例(在宅)

モデル1:在宅でホームヘルプを利用する障害児・者

		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
月平均利用額		8.4万円	3.0万円	2.4万円	3.9万円
利用者負担	生活保護	0円	0円	0円	0円
	その他	8.4千円	3.0千円	2.4千円	3.9千円
平均負担率	改正後	5.9%	8.7%	7.3%	8.9%
	改正前	1.1%	0.8%	1.6%	3.8%

モデル2:家族と同居して、通所施設に通いながら、ホームヘルプを利用する知的障害者

知的通所施設:月14.9万円(食費除く)/22日通所、ホームヘルプ 3.0万円/月

	食費(通所)	定率負担	経過措置による費用
生活保護	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	0	0.5万円
低所得1	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.5万円	2.0万円
低所得2	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.8万円	2.3万円
一般	1.43万円(650円×22日)	1.8万円	3.23万円

平均負担率1% →食費(3年間4割減) + 8.5%

※ 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

特別減額制度

平均的な利用者負担の例(グループホーム/入所施設)

モデル3:グループホームで生活しつつ通所施設に通う知的障害者(グループホーム利用者の約2割)

グループホーム:月6.6万円、知的通所施設:月14.9万円(食費除く)/22日通所

	食費(通所)	定率負担	経過措置後の費用増分
生活保護	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	0	0.50万円
低所得1	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	1.5万円 (グループホーム個別減免)	0.50万円+1.5万円(個別減免) =0.50万円~2.0万円
低所得2	0.50万円(約230円×22日) (3年経過措置)	2.15万円 (グループホーム個別減免)	0.50万円+2.15万円(個別減免) =0.50万円~2.65万円
一般	1.43万円(650円×22日)	2.15万円	1.43万円+2.15万円 =3.58万円

平均負担率1% →食費(通所) +8.0%

低所得1が全員、個別に定率負担が免除された場合
食費(3年間約4割減)+5.0%

モデル4:入所施設に入所する身体障害者・児

大人の施設の場合

平均3.5万円(0円~費用全額) →平均6.1万円(食費等込み)

平均 4.8万円
+定率負担(個別減免)

児童(負担者は親)施設の場合 ※大人と比較して同所得での負担水準が低い

平均1.1万円(0円~費用全額) →平均6.1万円(食費等込み)

18歳未満 平均 3.0万円
18・19歳 平均 3.9万円

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に新施設・事業体系に移行したものから対象となる。移行までは現行と同じ仕組み。

グループホーム・入所施設個別減免

3年経過措置

特別減額制度

改正案による各事業平均(マクロ)の負担の変化

ホームヘルプサービス		通所施設	
現行	事業費 約6.0万円 利用者負担 約0.1万円 (約1%)	現行	事業費 約14.3万円(食費込み) 利用者負担 約0.1万円 (約1%)
平成18年	改正案 約0.4万円 (約7%)	平成18年	経過措置(3年間) 約1.9万円 (約13%)
入所施設(20歳以上)		入所施設(18歳未満)	
現行	事業費 約32万円(食費等込み) 利用者負担 約3.5万円(約10%)	現行	事業費 約24.4万円(食費等込み) 利用者負担 約1.1万円(約5%)
平成18年	経過措置 約4.8万円(約16%) +定率負担(個別減免)	平成18年	経過措置 約3.0万円(約12%)
平成21年	経過措置 約5.2万円+定率負担 食費等が同水準(5.8万円)であれば	平成21年	経過措置 約3.5万円 食費等が同水準(5.8万円)であれば ※ 18歳以上の場合には、+0.9万円

※ 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。